

公告 第668号

組合規程の一部変更について

令和2年4月16日付SCSK健発第25号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年5月1日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

- 変更する規程
 - ・付加給付支給規程

以上

付加給付支給規程
新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
「略」 (付加給付の種別) 第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。 (1) <u>一部負担還元金</u> (2) <u>家族療養費付加金</u> (3) <u>合算高額療養費付加金</u> 「略」 (支給時期) 第4条 付加金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月3回支給する。 2 <u>ただし、災害対策基本法もしくは特別措置法、またはこれに準じる事態であって、通常の業務遂行が困難と判断される場合は、理事会において毎月の支給回数を変更することができるものとする。</u> 3 <u>2の変更にあたり、理事会の開催が物理的に困難な場合には理事長の専決により実施できるものとする。</u> 「略」 附則 この規程は令和2年5月1日から施行する。	「略」 (付加給付の種別) 第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。 (1) <u>家族療養費付加金</u> (2) <u>合算高額療養費付加金</u> 「略」 (支給時期) 第4条 付加金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月3回支給する。 「略」